

声 明

学校法人大阪朝鮮学園が大阪府と大阪市を相手取り、2011年度分補助金の不交付決定取り消しと交付の義務付け、ならびに被交付者としての地位確認、国家賠償等を求めた裁判において、さる2018年11月28日、最高裁判所第2小法廷（鬼丸かおる裁判長）は大阪朝鮮学園の上告を棄却し、また上告審として受理しないと決定しました。

私たちはこのような不当極まりない判決を決して認めず、満腔の怒りをもって強く抗議します。「上からの民族差別」を正当化する判断を下した日本の裁判所は、もはや「人権の最後の砦」を名乗る資格はないと、自らを恥じなければなりません。

1974年度に始まる大阪朝鮮学園への大阪府の助成は40年近くにわたって発展的に継続、実施されてきた事業であり、また大阪市も1990年度から同学園への補助金を交付してきました。ところが2010年3月、当時の橋下徹大阪府知事は「北朝鮮という国は不法国家。関係する学校とか施設とかはお付き合いをしない」などと述べ、大阪朝鮮学園に対し、特定の政治団体（朝鮮総聯）と一線を画すこと、特定の政治指導者の肖像画を教室から外すこと、などのいわゆる「四要件」を交付条件として追加しました。そして2012年3月、毎年恒例の平壤での迎春公演に朝鮮学校の児童・生徒が参加していることを理由として、大阪府は2011年度分の補助金の全面的な不交付を決定しました。続いて大阪市も府の決定に追随し補助金不交付を決めました。交付要綱を改定したのは不当にも不交付の趣旨を学園に伝えた後のことでした。

最高裁の上告棄却・不受理により確定した大阪高裁の判決文は、行政は交付要件を満たさないので不交付とただけであり、朝鮮学校の教育活動自体を規律し制限を加えるものではない、と突き放したように述べています。朝鮮学校を標的とした「四要件」の追加によって補助金が停止され、朝鮮学校の経営が苦境に陥ることなど、我関せずと居直ったのです。

しかし「高校無償化」制度の不適用と併せて、朝鮮学校に対する公的助成からの排除は、先の橋下前知事の発言からも明らかなように、朝鮮民主主義人民共和国との政治・外交上の問題を理由としています。「四要件」は私立学校振興助成法が定める学校への規制を上回る過度な要求内容であり、裁判所は地方公共団体に法律を超えた広範な裁量権を認め、政治的理由をもって朝鮮学校の教育内容に干渉することを容認したのです。

加えて文部科学省は2016年3月、地方公共団体の朝鮮学校への補助金交付見直しを求める通知を送付しました。さらに朝鮮学校の幼稚班に対しては、2016年度より幼児教育無償化を進めている大阪市が各種学校という理由で実施対象から除外し、また2019年10月に幼児教育・保育の無償化を予定している日本政府も、同様の理由で対象外とする方針を明らかにしています。日本政府および地方公共団体による助成制度からの朝鮮学校排除は一層拡大しているのです。このことは民族教育の権利を否定するという意味において、憲法をはじめとする国内諸法規の人権規定や国際人権法の精神を冒瀆する不当な民族差別にほかなりません。

私たちは2012年9月20日の提訴以来、原告の大阪朝鮮学園、生徒・保護者・教職員をはじめとする学校関係者、および原告弁護団の方々と心をつなげて、300回を超える大阪府庁前での火曜日行動を実施するなど、この困難な裁判闘争を闘ってまいりました。そしてこの間、大阪はもとより日本全国の心ある方々から、また韓国から、朝鮮から、大きな激励をいただきました。にもかかわらず、最終的に遺憾な結果に終わったことは痛恨の極みです。

とは言え、このような不当判決に、私たちは決して屈しません。さる2017年7月28日、「高校無償化」裁判の大阪地裁判決において、歴史的勝訴を勝ち取ったことは、私たちの大きな誇りとするところです。この誇りを胸に、私たちは大阪府・大阪市はもとより、大阪府下および全国の地方公共団体の補助金交付再開、そして「高校無償化」裁判における最高裁での再逆転勝訴のために闘い抜く決意を新たにしました。

私たちは朝鮮学校に対する差別政策の撤廃こそが、日本の民主主義と基本的人権の危機を救い、東アジアの平和と和解に貢献する一里塚になると確信しています。とくに、すべての朝鮮高級学校に対して「高校無償化」制度は必ず適用させなければなりません。今こそ志を同じくする方々と、一層固い絆を結び、ともに歩いていくために全力を尽くす所存です。

2018年12月17日

朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪